

- 1、最低賃金壹圓拾錢支給されたし、但し現在職工に對しては勤給年限一ケ年に付日給七錢の制で昇給のこと。
- 2、年二回の定期昇給を金従業員に及れなく支給されたし。
- 3、現在の作業能率の狀態なれば工員十二名を定員とされたし但し其後擴張の場合に適當と認むる人員を増加されたし。
- 4、臨時工制度を廢し普通職工に採用されたし。
- 5、工場及衛生諸設備の完全を期せられたし。
- 6、公休日特別出勤に對しては三步、晝夜連續出勤に對しては現在の歩合に二歩増給されたし。
- 7、増産將獎金は現在の最低作業能率を一ヶ月五千立三千七百本と定め以上増産されし場合は一本毎に金五錢の割で金従業員に支給されたし。

- 8、役付職工に對しては現在の作業最低能率一ヶ月五千立三千七百本に對し一本毎に一圓の割で特別獎勵金を支給されたし。
- 9、年二回の賞與は現在額より増額なすとも必ず減額をさざること。
- 10、退職手當を即時制定されたし但し發表は現在の社則に記載公表されたし。
- 11、団体協約の即時容認並に勞資協定委員會を制定されたし右條項は昭和十年七月四日午前八時迄に従業員代表並に久保氏立會の上にて御回答相成度及歎願候也

十二、爭議經過

右要求に對し工場長は翌二日従業員代表に第三者の介入を併して内部的解決を懇進したるも従業員側之れに應せず、翌三